



○長野県告示第219号

同和地区妊産婦給付金交付要綱（昭和49年長野県告示第404号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年4月1日

長野県知事 田中康夫

題名を次のように改める。

同和対策妊産婦給付金交付要綱

第1中「同和地区」を「旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する地域改善対策特定事業が実施された同項の対象地域（以下「対象地域」という。）」に、「同地区」を「対象地域」に改める。

第2第1号中「同和地区」を「対象地域」に改める。

第4第1項中「同和地区妊産婦給付金交付申請書」を「同和対策妊産婦給付金交付申請書」に改める。

保健予防課

○長野県告示第220号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、縦覧の場所を次のとおり指定する。

なお、平成10年長野県告示第585号（特定非営利活動促進法に基づく縦覧場所の指定）は、廃止する。

平成14年4月1日

長野県知事 田中康夫

長野県生活環境部生活文化課

申請に係る特定非営利活動法人の事務所の所在地を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）

生活文化課

○長野県告示第221号

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長野県条例第30号）第4条の規定により、閲覧の場所を次のとおり指定する。

なお、平成10年長野県告示第586号（特定非営利活動促進法施行条例に基づく閲覧場所の指定）は、廃止する。

平成14年4月1日

長野県知事 田中康夫

長野県生活環境部生活文化課

特定非営利活動法人の事務所の所在地を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）

生活文化課

○長野県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月16日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年4月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 車屋大久保線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長
駒ヶ根市東伊那6593番の1地先から 駒ヶ根市東伊那6358番の1地先まで	m 3.6~20.0	km 2.8110

道路維持課

○長野県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月16日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年4月1日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野大町線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上水内郡小川村大字高府字舟平2910番の4地先から 上水内郡小川村大字高府字舟平2847番の3地先まで		旧	16.2~26.0	0.0540
同	上	新	14.2~25.0	0.0540

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野真田線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
長野市大字南長野字石堂東沖1356番の5地先から 長野市若里5丁目1529番の10地先まで		旧	4.4~13.0	2.0950
長野市中御所1丁目243番の7地先から 長野市中御所2丁目23番地先まで			25.0~36.0	0.3896
長野市中御所1丁目18番の2地先から 長野市若里5丁目1529番の10地先まで		新	19.0~37.1	1.6187

道路維持課

○長野県告示第224号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号の規定による区域及び当該区域内にある建築物の容積率、同法第53条第1項第4号の規定による区域及び当該区域内にある建築物の建ぺい率並びに同法第56条第1項第2号のニ及び別表第3の5の項の規定による区域及び当該区域内にある建築物の各部分の高さの制限を次のとおり定める。

平成14年4月1日

長野県知事 田中康夫

決定区域	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	建築物の各部分の高さの制限	
			前面道路の反対側の境界線までの水平距離に乗ずる数値	隣地境界線までの水平距離に乗ずる数値
梓川都市計画区域	10分の20	10分の6	1.25	1.25

(関係図面及び関係書類を、長野県住宅部建築管理課、長野県松本地方事務所及び南安曇郡梓川村役場において縦覧に供する。)

建築管理課

○長野県公営企業告示第2号

昭和62年長野県公営企業告示第3号(収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

長野県公営企業管理者 古林弘充

別表中「富士銀行 長野支店」を「みずほ銀行 長野中央支店」に改める。

総務課

○長野県警察本部告示第2号

長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第33条第1項の規定により、その管理する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努める法人として長野県警察本部長が定める法人を次のように定める。

平成14年4月1日

長野県警察本部長 関

一

財団法人長野県暴力追放県民センター

広 報 課